

秋田県告示第341号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり横手市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年6月5日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和8年5月25日から令和9年3月26日まで
- 3 作業地域 横手市（雄物川地域及び大森地域）の一部

秋田県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年6月5日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 作業種類 公共測量（02902-Y10、3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年3月27日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域 秋田県鹿角市十和田毛馬内

秋田県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年6月5日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 作業種類 公共測量（02902-Y11、3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年3月27日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域 秋田県鹿角市十和田毛馬内

秋田県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和8年6月5日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 作業種類 公共測量（02902-Y12、3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年3月27日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域 秋田県鹿角市十和田毛馬内